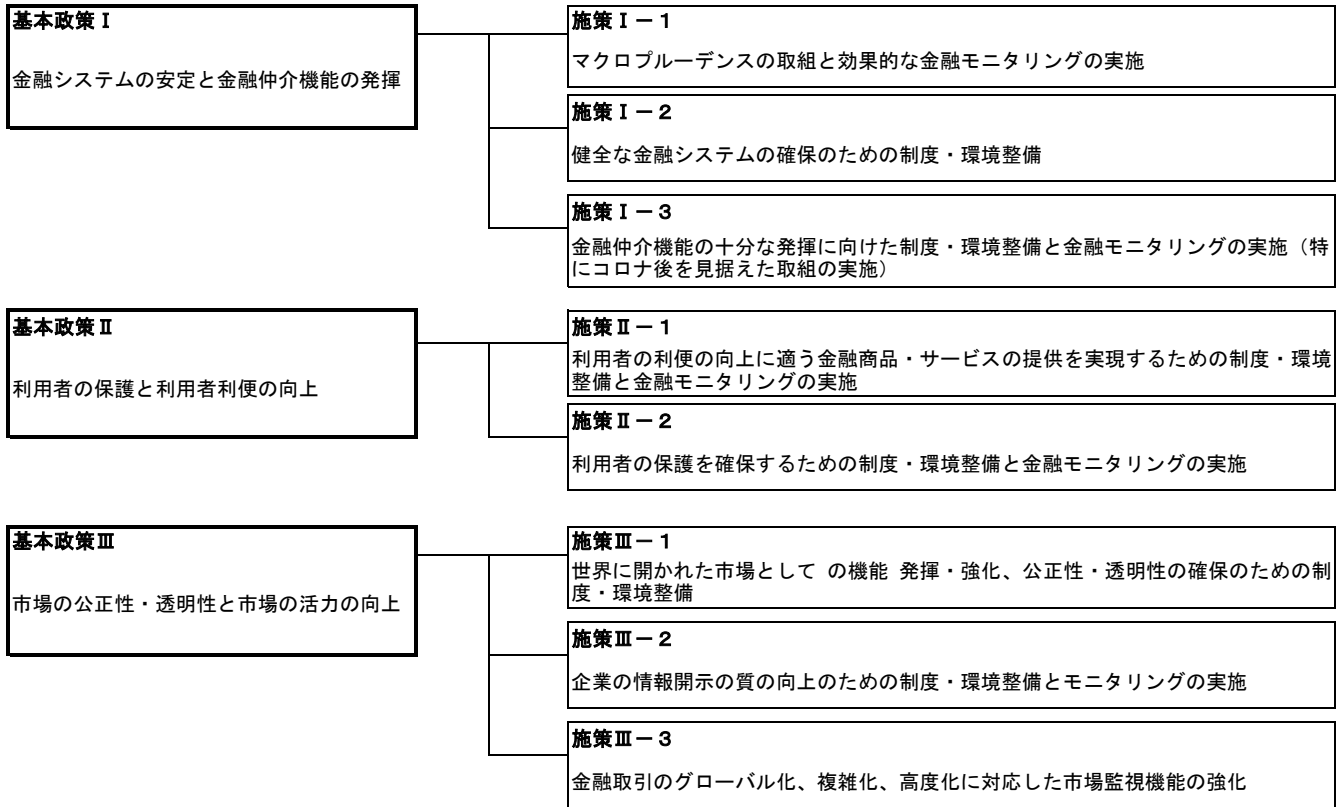


# 令和4年度実績評価書(要旨)

(評価対象期間: 令和4年4月～令和5年3月)

令和5年8月  
金融庁

令和4年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<横断的施策>

<b>施策 1</b> デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
<b>施策 2</b> サステナブルファイナンスの推進
<b>施策 3</b> 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
<b>施策 4</b> その他の横断的施策

<金融庁の行政運営・組織の改革>

<b>施策 1</b> 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
<b>施策 2</b> 検査・監督の質の向上
<b>施策 3</b> 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

令和4年度における各施策の評価結果(要旨)

## 基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

### 施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

#### 【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

#### 【目標達成度】 A（目標達成）

#### 【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析した。

また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施した。

### 施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

#### 【達成目標】

金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

#### 【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

#### 【達成度の判断根拠】

バーゼルⅢの国内実施に向け、関係者と十分な対話を行った上で改正告示・監督指針及びQ & Aを公表、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しても、制度の基本的な内容の暫定決定や保険会社における態勢整備状況の確認を行うなど、国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備を進めることができたほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図るなど、全ての測定指標で目標を達成することができた。

しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、バーゼルⅢの国内実施に関する告示、監督指針等の更なる整備が必要であること、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しては、7年度に導入することを念頭に置いた着実な検討など引き続き取り組むべき課題がある。

<b>施策 I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）</b>
--

**【達成目標】**

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

**【目標達成度】 B（相当程度進展あり）**

**【達成度の判断根拠】**

コロナの影響の長期化に加え、ウクライナ情勢等の影響が懸念される中、事業者の資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等の支援について、金融機関に対し累次にわたる要請を行った。

地域金融機関における経営改革に向けた取組について、丁寧に対話を行い、それぞれの取組を支援するとともに、ポストコロナを見据えた持続可能なビジネスモデルの確立に向けたガバナンスや金融仲介機能の発揮状況など金融機関の抱える課題に応じて、モニタリングを実施した。特に持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは、経営基盤の強化に向けた実効性のある方策の策定・実行を促すため、個別の対話を行った。また、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組について、経営トップをはじめとする各層の役員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促した。

金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表した（4年9月、5年3月）。また、計画の実施期間が終了した5金融機関が策定した新たな経営強化計画等を承認・公表した（4年9月）。さらに、金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る実施計画を1件認定・公表した。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、経済産業省・財務省とも連携の下、「経営者保証改革プログラム」を策定した。さらに、経営者保証ガイドラインの周知・広報を行い、積極的な活用を促した結果、4年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は33.1%（前年同期比+2.9%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は3.5%（前年同期比-0.9%ポイント）となった。

しかしながら、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要がある。

## 基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

### 施策目標Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

#### 【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

#### 【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

#### 【達成度の判断根拠】

NISAの抜本的拡充等について要望し、その結果、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う等の措置が取られることとなったほか、つみたてNISAの積極的な周知・広報活動を行った。

金融リテラシー向上のための取組として、各種メディアと連携した情報発信、指導教材や授業動画を活用した出張授業、教員向けの研修を多数実施した。

「金融事業者リスト」と、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」を金融庁ウェブサイトで公表した。また、「見える化」の充実やリスク性金融商品の販売・管理態勢の強化を促すことを通じて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図った。

さらに、障がい者や高齢者、外国人等の利便性の向上に向けて、上記実績に記載のとおり、それぞれ着実に取組を進めた。

しかしながら、資産所得倍増プランにおける目標の実現等に向けて、引き続き取り組むべき課題がある。

### 施策目標Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

#### 【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

#### 【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

### 【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護の観点から、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けたモニタリングや新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話を行うなど、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めた。

そのほか無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施を行った。

しかしながら、今後も金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要がある。

## 基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

### 施策Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

#### 【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

#### 【目標達成度】 A（目標達成）

#### 【達成度の判断根拠】

引き続きコーポレートガバナンス改革に関する周知・広報活動等を通じて企業の取組を促したほか、改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を進め、金融審議会に諮問を行った（5年3月）。また、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（4年6月公表）の提言を受け、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」の新設や人的資本への投資等に関する開示、取締役会等の活動状況を求める内閣府令の改正を行い（5年1月）、人的資本等のサステナビリティ開示及びコーポレートガバナンスに関する開示の充実を図る観点から、サステナビリティ開示等の好事例を取りまとめ、公表した（同年1月公表、同年3月最終更新）。

拠点開設サポートオフィスで受け付けた相談に適切に対応した。

セミナー等イベントへの参加や海外出張先でのプロモーション、ウェブサイトの掲載情報の拡充等を通じて、国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行った。

市場機能強化に向けて、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において検討が行

われ、4年6月に金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理が公表された。また、同年12月には金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理が公表された。「市場制度ワーキング・グループ」での検討結果を踏まえた法令・制度の整備を推進した。

財務の健全性や業務の適切性等に関する監督上の着眼点が示されている監督指針に基づき、清算・振替機関等に対して必要な監督を行った。また、清算機関、振替機関等については、FMI原則等に係る近時の議論も踏まえ、危機発生時における意思決定の体制の明確化等を図るため、4年6月に監督指針の改正を実施した。

特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークスによる取組をフォローアップした。特に、TIBORの頑健性等向上の観点から、全銀協TIBOR運営機関が5年3月に公表した「全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組を後押しした。また、特定金融指標の欧州域内利用に関しては、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続した。

<b>施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備と モニタリングの実施</b>
---

**【達成目標】**

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

**【目標達成度】 A（目標達成）**

**【達成度の判断根拠】**

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応、IFRSの任意適用企業の拡大等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組んだ。

また、有価証券報告書レビューや監査法人のガバナンス・コードの改訂、IFIARへの積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行った。

更に、監査法人等に対する適切な検査・監督、優秀な会計人材確保に向けた取組を実施しました。

EDINETの稼働率については、目標値である99.9%以上を確保した。



### 施策Ⅲ－３ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した 市場監視機能の強化

#### 【達成目標】

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

#### 【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

#### 【達成度の判断根拠】

金融市場の新たな動向等の多面的な分析を行ったほか、効果的な取引審査を実施した。市場規律の強化の観点から、具体的で分かりやすい情報発信や国内外の各機関等との連携強化に取り組んだ。

積極的・機動的に調査・検査を実施するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応した。

証券モニタリングの適切な実施に加え、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との間の連携を強化した。

デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化、業務のデジタル化の推進及び幅広い視点を持った人材育成に取り組んだ。

しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要がある。

### （横断的施策）

### 施策１ デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を 踏まえた戦略的な対応

#### 【達成目標】

デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること

#### 【目標達成度】 A（目標達成）

### 【達成度の判断根拠】

暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化について、所要の制度整備を実施した。

NFT等のブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等の暗号資産該当性に関する判断基準の明確化について、所要の制度整備を実施した。

証券トークンに関する事業環境整備については、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、投資家保護に配慮しつつ、証券トークンを取り扱うPTSの認可審査やPTSが証券トークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、日本証券業協会及び日本STO協会と連携して検討を進め、5年4月に自主規制規則案のパブリックコメントを実施することとした。

暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しについて、税制改正要望を行った。

信託銀行による暗号資産の管理業務の解禁について、所要の制度整備を実施した。

FinTechサポートデスクで受け付けた相談や、FinTech実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応した。

調査研究の実施や国際会議の開催を通じてフィンテックに関する調査研究やステークホルダーとの対話を行った。

全銀システムの参加資格の資金移動業者への拡大について、所要の制度整備を行った。

アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組について、専門研究員等がデータ等を活用し金融行政上の重要な諸課題に関する分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげた。

## 施策2 サステナブルファイナンスの推進

### 【達成目標】

サステナブルファイナンスの推進を通じ、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大）を図ること

### 【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

### 【達成度の判断根拠】

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を行い、有価証券報告書においてサステナビリティ情報を提供するための記載欄の新設を行う等企業におけるサステナビリティ情報開示の充実を図った。また、「ESG評価・データ提供機関向けの行動規範」を策定し、その適用への賛同を呼びかけ、ESG投信を取り扱う資産運用会社に適切な体制構築と開示の充実を求めるため、監督指針の改正を行った。加えて、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組に関する検討会」を設置し、金融機関と企業との対話の活発化に向けた方策について議論を行った。

横断的施策については、インパクト投資の推進に向け、「インパクト投資等に関する検討会」を設置して議論を行ったほか、サステナビリティに係る資格試験の創設やスキルマップの見える化に向けた取組を進めた。

しかしながら、引き続き、ESG市場の透明性向上、金融機関による脱炭素への取組の強化、インパクト投資の促進等、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進める必要がある。

### 施策3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

#### 【達成目標】

大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること

近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること

#### 【目標達成度】 A（目標達成）

#### 【達成度の判断根拠】

大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立等を行った。

### 施策4 その他の横断的施策

#### 【達成目標】

基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策-1」、「横断的施策-2」及び「横断的施策-3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること

#### 【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

#### 【達成度の判断根拠】

アジア・新興国や先進国等との国際的なネットワーク強化等を行った。

金融機関等のマネロン等対策の高度化に向けて、マネロン等対策に関する検査・監督など

を実施した。

経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めた。

しかしながら、引き続きマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化等に取り組んでいく必要がある。

## (金融庁の行政運営・組織の改革)

### 施策1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

#### 【達成目標】

金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上

#### 【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

#### 【達成度の判断根拠】

金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用した。

データ活用の高度化を進めていく観点から、高粒度データの収集・管理の枠組みの整備を検討したほか、金融機関からの徴求データと企業個社に関する外部データ等を組み合わせた分析を行うなど多面的な実態把握を推進し、こうした分析のツール化・可視化を通じたモニタリングの高度化等の検討を実施した。

利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行ったほか、研修等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組んだ。

金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行った結果、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4億7,545万件（前年度比16.5%増）となった。

また、金融庁公式Twitterアカウントによるツイートについては、一般の国民を対象に発信すべき情報を厳選しつつ、画像を使用してツイートの視認性を向上させる、平易で柔らかい表現を使うなどの工夫を施して投稿した。結果として、フォロワー数は161,489アカウント（同14.4%増）となった。いいね数は16,689件（同20.9%減）となったが、ツイート1件当たりのいいね数は19.7件（同42.1%増）となり、より共感を得られやすい情報発信ができた。

財務局からの意見・提言に対する対応方針において、業務の見直し又は効率化を検討する、としたもののうち、例えば、地方での業務説明会について、財務局からの要望を踏まえ、開催時期の見直しなどを進めた。このほか、主要な会議の在り方に関し、オンライン会議でコミュニケーションの強化を図ったほか、業務説明会の在り方についても、実施方法の見直しを図った。

しかしながら、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政におけるデータ活用の高度化や金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要がある。

## 施策2 検査・監督の質の向上

### 【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと

### 【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

### 【達成度の判断根拠】

検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組を進めた。

一方で、金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえて、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する必要がある。

## 施策3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

### 【達成目標】

全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること

### 【目標達成度】 A (目標達成)

### 【達成度の判断根拠】

金融を巡る環境が大きく変化する中、金融行政そのものを進化させていくため、専門人材育成の枠組みのさらなる整備を行った。また、全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融行政を担う組織としての力を高める取組として、職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備や、業務のさらなる合理化・効率化、マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充を行った。